

[事案 23-125] 特定疾病保険金支払請求

・平成 24 年 1 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

乳がんの特定疾病保険金の請求をしたところ、告知義務違反により契約を解除されたが、告知義務違反に該当する事実はないとして、保険金の支払を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 7 月、乳がんと確定診断され、同年 11 月に特定疾病保険金を請求したところ、保険会社は、「平成 21 年 8 月に主治医の診断・エコー検査の結果、6 カ月後の来院（エコー検査）を指示されていることが告知書の告知内容と相違している」とし、告知義務違反により契約を解除した。

しかし、下記の理由により、告知義務違反には納得できないので、保険金を支払ってほしい。

※問題となっている告知書の告知項目：申込日（告知日）より起算して過去 3 カ月以内に、主治医による診察または健康診断・人間ドッグを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

- (1) エコー検査は診察結果にかかわらず毎回実施されているもので診察の一部であり検査にはあたらないと考えられ、平成 21 年 8 月の主治医による診察においてもエコー検査を実施したが、その結果からは、組織検査などの新たな検査は勧められておらず、それを告知していないことを告知義務違反の理由とする解除は無効である。
- (2) 平成 21 年 8 月には、主治医から「腫瘍は悪性ではないので心配はいらない。」と説明を受けた事実もある。
- (3) 平成 21 年 9 月の加入申込時に、告知の際、募集人に対して、8 月に主治医の診察を受けたこと及びその時の主治医からの説明内容を話した上で、加入できるかどうかを質問したところ、募集人からは『良性なら大丈夫』との説明を受けた。

<保険会社の主張>

本件は、下記のとおり、告知義務違反に該当しているので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は平成 21 年 8 月の診察（および検査）の結果、右乳腺腫瘍が増大している旨を主治医から告知されるとともに、「次は 6 カ月後に来て下さい」と指示を受けており、これは、主治医より 6 カ月後に検査を受けるよう指示されたと解するのが通常である。従って、「8 月の診察（および検査）の結果、検査をすすめられていないから告知内容に該当しない」とする申立人の主張に理由は無い。
- (2) 募集人は、「申立人が主張するような照会を受けた、または、回答をした記憶はない。」と言っている。なお、被保険者の健康状態が告知内容に該当するか否かは、あくまでも、8 月の診察（および検査）の結果、検査をすすめられていたか否かによるのであって、

検査結果で腫瘍が「良性」であったか否かによるものではない。

＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容を認めることはできないため、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人の上記主張(2)及び(3)は、仮にそのような事実があったとしても、腫瘍の性質が良性か悪性かは、告知義務違反の有無とは関係がない。
- (2) 告知日（平成21年9月）より起算して過去3か月以内に含まれる受診日は、同年8月のみだが、申立人は、既に、それ以前の、平成21年5月の乳癌検診において、右胸に5ミリの腫瘍が発見され、主治医は、同年6月、申立人にその旨説明し、3か月後の来院を指示している。従って、同年8月の乳腺超音波検査は、腫瘍の変化を見るための継続的検査と位置付けられる。
- (3) 申立人は、「平成21年8月の乳腺超音波検査は診察の一部として行われているものであり、そこで新たな検査を勧められてはいないから、告知義務違反ではない。」と主張する。しかしながら、主治医は、同日の同検査の後、「次は6ヵ月後に来てください。」と申立人に指示しており、これが腫瘍の変化を見るための継続的検査の実施を意図した指示であることは明らかである。
- (4) 告知書には、「告知項目」として、「申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、主治医による診察・・・を受け、その結果、検査・・・をすすめられていません。」と記載されているが、その「検査」には、継続的検査としての乳腺超音波検査（エコー検査）が含まれることは当然であり、組織検査等の新たな検査である必要はない。従って、申立人に告知義務違反が存在することを否定することはできない。